

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 機械の試運転費用

Q: 当社は、機械を購入した際、機械の操作指導や試運転のためにメーカーから派遣された技術者の滞在費等を支払いました。この費用の取扱いを教えてください。

A: 機械の取得価額に算入します。

【解説】

他から購入した減価償却資産の取得価額は、次の(1)と(2)の合計額になります。

- (1) その資産の購入代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他の資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の金額を加算した金額）
- (2) その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

ところで、大型機械等を購入した場合には、試運転を行うのが通常です。一般的には、一括して購入代価に含めて契約しますが、その機械が特別注文の場合や操作が複雑であるときは、特別に技術者を迎えて指導を受ける場合もあります。

試運転に要した費用は、本格的生産開始後の費用とは異なり製品の製造原価に含めることはできません。本格的生産に至るまでの費用については、その機械の取得価額に算入することになります。

したがって、ご質問の場合の派遣技術者の滞在費等は、機械を事業の用に供するための費用ということで、機械の取得価額に含めることになります。

